

## 特定資産取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟の特定資産の健全な取扱いに関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、特定資産とは次のとおりとする。

(1) 特定費用準備資金

将来の特定の活動に要する費用支出に備えて保有する資金

(2) 資産取得資金

将来の資産を取得するために積立する資金

(3) 積立資産

①法定に係る支出に充てる資産および将来の資金繰りに備えて保有する資金

②将来の収支変動に備えて、本連盟が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金等

《注》この法人は(3)②に該当する資金を「財政調整基金」の科目名をもって表示する。

### (要件)

第3条 特定資産は次の要件のすべてを満たすものでなくてはならない。

(1) 当該資金の目的である活動が見込まれること

(2) 他の資金と明確に区別して管理されていること

(3) 目的支出以外は取崩ができないこと、または目的外取崩については理事会の決議を経ること

(4) 積立限度額が合理的に算定されていること

《注》「財政調整基金」の積立限度額については、この法人の財政基盤の将来展望が安定し、かつ、新会計制度における基本財産との均衡が確立するまでの間は、これを定めないものと基本財産の管理責任者は理事長とする。財務諸表を次のとおりとする。

### (特定資産の管理運用)

第4条 特定資産の管理・運用は、資産管理運用規程による。

2 特定資産は、目的毎に明確に区別管理し、適切な名称を付して貸借対照表の特定資産に計上する。

### (資金の取崩)

第5条 特定資金の取崩は次のとおりとする。

(1) 目的支出がなされた場合は、当該目的支出の額に達するまでの額

(2) 各事業年度末における積立限度額が、特定費用準備資金を下回るに至った場合は、その下回る部分の額

(基本財産の収入)

第6条 特定資産から生じる収入は、目的事業費、管理費等に充当する。

(特定資産の種類)

第7条 特定資産の種類は、次のとおりとする。なお、必要に応じて特定資産を追加する場合、将来の資金、資産を適正に取得するため、特定の活動の内容、積立期間、実施予定時期、積立限度額を定める。なお、積立資産の積立限度額については、別に定める。

1.特定費用準備資金

2.資産取得資金

3.積立資産

(1) 日本ジャンボリー等積立資産、他将来の資金繰りのための資金

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、2023年3月16日から施行する。